

## 規格・基準などの意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定  
(T B T協定)附属書3のLに基づくものです。

日本農林規格等に関する法律に基づく精米の日本農林規格の制定について

下記のとおり、精米の日本農林規格を制定する予定ですので、お知らせします。  
御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

### 記

- 1 件名  
精米の日本農林規格の制定
- 2 対象範囲  
炊飯に供する精米の品質
- 3 趣旨及び目的  
炊飯に供する精米（各粒の長径を短径で除した値を算出し、平均した値が1.9以下であるもの）について、その品質及び品質基準に係る試験方法等を定めるものである。日本農林規格の主な内容は次のとおり。
  - (1) 適用範囲
  - (2) 用語及び定義
  - (3) 品質基準
  - (4) 品質基準に係る試験方法
- 4 適用予定日  
官報に公示する。
- 5 意見提出先  
農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1  
TEL (03) 6744-2096  
FAX (03) 6744-0569
- 6 意見提出期限  
掲載から60日後